

労働者協同組合ってなに？

— 多様な働き方を実現しつつ
地域の課題に取り組むための
新しい法人制度 —



令和4年10月、労働者協同組合法が施行されました。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみinnで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

全国各地で設立された労働者協同組合では、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、高齢者介護、子育て支援、家事代行、まちづくりなど様々な事業が行われています。

1. 労働者協同組合の基本原則

我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、以下①～③の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業を行うことを目的とする法人「労働者協同組合」が創設されました。

1 組合員が出資すること

組合員は出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自律的な事業経営を目指します。

2 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

組合員は、1人1個の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

3 組合員が組合の行う事業に従事すること

組合員は、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護などの家庭の事情などで一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

2. 主な特色

1 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。

事業例 介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）等



2 組合員の議決権、選挙権は平等

出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1票の議決権と選挙権を保有しています。

3 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます（準則主義）。

4 意見反映の重視

組合員が平等の立場で、話し合い、合意形成をはかりながら事業を実施します。

5 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護されます。

6 出資配当はできない

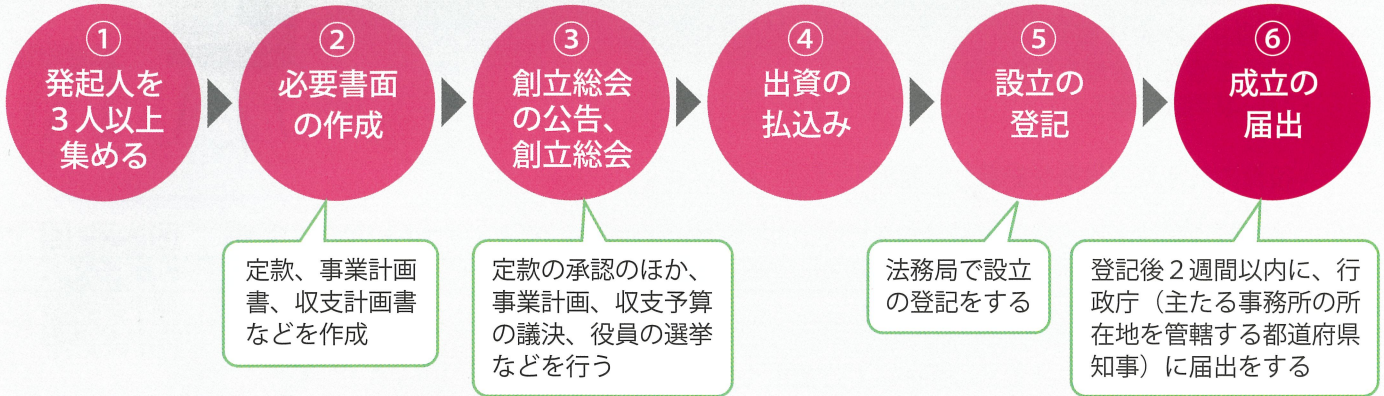
剰余金の配当は、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した程度に応じて（従事分量配当）行います。

7 都道府県知事による監督を受ける

毎年度、決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受けます。

3. 設立の流れ

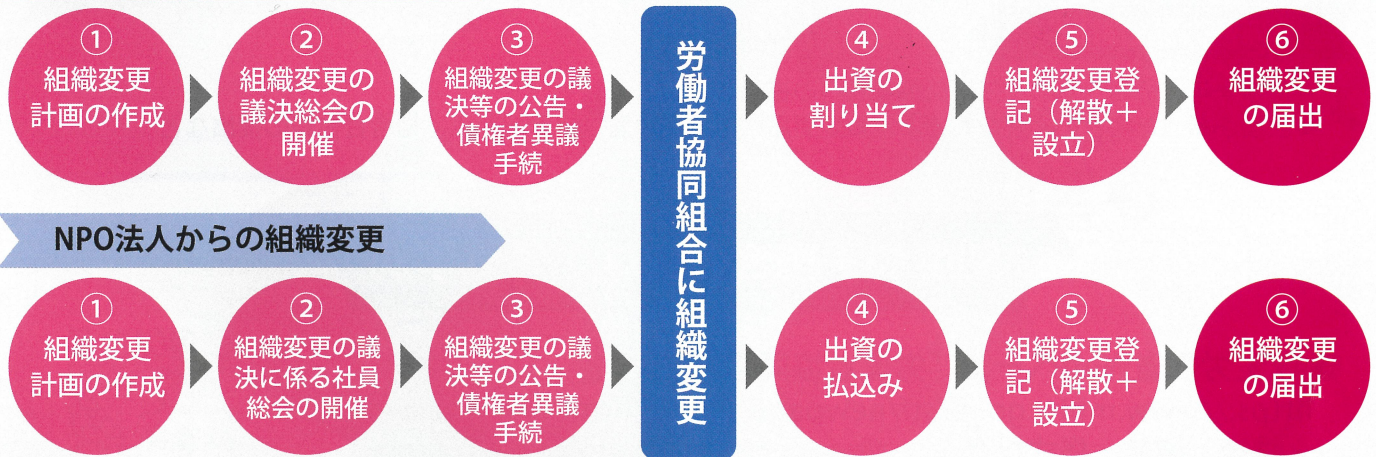
労働者協同組合は、設立登記から2週間以内に、行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に組合成立の届出をすることが必要です。



4. 企業組合やNPO法人からの組織変更

法施行日（令和4年10月1日）から3年以内に限り、企業組合又はNPO法人は、労働者協同組合に組織変更を行うことができます。組織変更の場合、労働者協同組合を管轄する行政庁への届出のほか、企業組合又はNPO法人を管轄する行政庁への届出も必要です。

企業組合からの組織変更



NPO法人からの組織変更



5. 特定労働者協同組合

労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで、税制上の措置が講じられています。

認定の基準

- ① 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- ② 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。
- ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事の親族等の関係者が理事の総数の3分の1以下であること。

愛知県への提出書類

成立届

労働者協同組合の成立の日から2週間以内に愛知県へ届出を行う必要があります。

●届出に必要な書類

- 労働者協同組合成立届書(様式第1)
- 登記事項証明書
- 定款
- 役員の名及び住所を記載した書面

届出の様式は、以下の愛知県労働局労働福祉課Webページよりダウンロードいただけます。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/roukyou.html>

●書類の提出方法

以下の提出先宛てに持参又は郵送にてご提出ください。

【提出先】 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県労働局労働福祉課 調査・啓発グループ

※企業組合又はNPO法人から組織変更をしたときは、労働者協同組合を管轄する行政庁のみならず、組織変更前の法人を管轄する行政庁への組織変更の届出が必要です。「組織変更の届出」については、各担当窓口へお問い合わせください。

- 企業組合：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 設備導入・経営革新グループ
☎052-954-6334(ダイヤルイン) 土日祝日、年末年始を除く8:45~17:30
- NPO法人：愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課 NPOグループ
☎052-961-8100(ダイヤルイン) 土日祝日、年末年始を除く8:45~17:30

その他の提出書類

- 毎事業年度必要なもの：決算関係書類等の提出など
- 該当があった場合に必要なもの：役員変更届、定款変更届、組合解散届、組合合併届の提出など



制度や手続きの詳細・活動事例

●厚生労働省Webページ「労働者協同組合」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html
・法律、通知、様式など

●厚生労働省特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>
・概要説明、設立の流れ、活動事例など



問合せ先

- 厚生労働省 労働者協同組合立ち上げや移行等に関する相談窓口 (※2023年度末で終了予定)
☎0120-237-297(フリーダイヤル) 土日祝日、年末年始を除く9:00~17:00
- 愛知県労働局労働福祉課 調査・啓発グループ
☎052-954-6359(ダイヤルイン) 土日祝日、年末年始を除く8:45~17:30